

## 茨城県高等学校審議会 第4回専門部会審議概要

第3回専門部会(平成19年12月20日)における協議内容を踏まえ、「募集定員と学級数」、「学校の適正規模・適正配置」及び「学校の統合の在り方」の3つの柱に沿って、論点を整理しながら意見交換を行いました。

### 1 募集定員と学級数

協議の結果、以下の(1)～(4)の内容をもとに、専門部会としての案をまとめることが了承されました。

- (1) 県立高等学校の募集定員は、中学校卒業予定者数の推移、進路希望状況、地域の実情などを勘案し、私立高等学校を含め県全体として高等学校への進学を希望する生徒をほぼ受け入れられる定員枠を設定していくことが必要である。
- (2) 地域によって生徒数の減少傾向が異なるので、旧通学区域別に目安としての募集定員を設定するのが望ましい。
- (3) 前回の審議会と同様、計画年度(平成32年度)を設定して、必要となる学級数又は削減学級数の指針や目安を数量的に表現する必要がある。
- (4) 学級編制については、1学級40人を標準として編制することになるが、将来は、国の動向、他県の状況、本県財政状況などを勘案しながら、弾力的な運用について検討することが求められる。

意見交換の中で出された主な意見は、次のとおりです。

- ・ 1学級40人の定員を、30人や20人にするわけにはいかないだろう。
- ・ 1学級の人数が多くなれば受け身で授業を受ける生徒が多くなる。理想は1学級30人だが、財政的なことと関係するので、1学級40人を標準とするとしても、特例として少人数学級が多くなるとよい。
- ・ 30人学級ができればよいと思うが、小・中学校を30人学級にすることが進まない中で、高校の30人学級を具体化するのは難しいという現実がある。一律1学級30人というのは県民に理解されないだろうが、1学級40人にするとしても、弾力的な運用をすべきである。
- ・ 現状では、1学級40人でやらざるを得ないと考える。音楽科などで1学級30人の特例があるが、将来的には学校の裁量である程度決められるようになるとよい。

## 2 学校の適正規模・適正配置

協議の結果，以下の(1)，(2)の内容をもとに，専門部会としての案をまとめることが了承されました。

### (1) 学校の適正規模

ア 表現方法には，学級数による表現と生徒数による表現の2つがあるが，学級定員40人を前提として，一般的な表現である学級数を使用する。

イ 1学年4～8学級程度を適正規模の標準とすることは，妥当であると考えられる。ただし，地域の実情を勘案して，弾力的に運用するものとする。

### (2) 学校の適正配置

ア 県民の期待する教育環境・教育条件の維持・向上の観点から，地域の実情，県立高等学校の定員割れ状況及び中学校卒業生数の減少状況を踏まえ，学校の適正規模をなるべく保持できるように，学校の再編統合を考える必要がある。

イ 旧通学区域をベースに，中学校卒業生の志願状況，交通の利便性，通学エリア内の設置校数等を勘案し，再編統合を視野に入れながら，適正配置を検討していく必要がある。

ウ 中学校卒業生数が大きく減少することが見込まれる県北山間部の過疎地域<sup>1</sup>については，学校の統合について特段の配慮をする必要がある。

エ 中学校卒業生数が増加することが見込まれる地域では，人口の動態を慎重に見極めながら，学級増などを視野に入れる必要がある。

オ フレックススクールの配置など，学校・学科の内容・構成に関しては，諮問事項2「産業構造等の社会の変化や生徒の多様化に対応した魅力ある学校・学科の在り方について」において審議する。

備考 1 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年4月制定)の規定によって公示された地域:大子町全域，常陸太田市のうち旧金砂郷町・旧水府村・旧里美村の区域，常陸大宮市のうち旧山方町・旧緒川村・旧美和村・旧御前山村の区域及び城里町のうち旧七会村の区域

意見交換の中で出された主な意見は，次のとおりです。

### (1) 学校の適正規模

・ 学校は勉強だけをやる場所ではなく，人間をつくる場所である。4学級以上ないと，部活動も制限されてしまう。また，県の財政を考えると2学級の学校に教

員を配置するのは無理がある。

- ・ 高校は、社会人として自立するためのシミュレーションの場という側面があり、ある程度の人数がいた方がよい。4学級以上がよいと思う。
- ・ 8学級以上であると教員も学年の生徒の半分はよくわからないので、適正規模としては3～6学級が現実的ではないかと思う。4～8学級を適正規模としている県が多いことは理解できるので、本県でも引き続き4～8学級を適正規模とする場合、弾力的に運用すべきである。
- ・ 人口が増加する地域への対応を考えれば、適正規模の上限にも弾力性を持たせる必要がある。8学級の学校を学級増して、9学級校とする可能性もあるのではないか。

## (2) 学校の適正配置

- ・ 規模の小さい学校を統合する場合、一方を本校、他方を分校とするのではなく、1高校2校舎制とし、教員を兼務させるなどの方策を検討した方がよい。
- ・ 10年先、20年先を見通せば、統合を考えていかなければならないが、学校の配置の問題とは別に、教員の指導力についても論議すべきだ。
- ・ 平成32年までに、中学校卒業生数が約4,000人減少するということが、地域ごとに事情が異なるので、地域ごとに具体的な検討をした方がよい。
- ・ 現実として進学できる高校が限られてしまうと中学生の学習意欲が下がる傾向にあるので、高校の適正配置を考える際、中学生の学習意欲に対する影響を勘案する必要がある。
- ・ 再編統合については、総論には賛成であっても各論になると反対が出る。統合を検討するに際し、地域の実情を勘案するとともに、統合すべき状況になった学校については、粛々と統合を進めなくてはならないことを理解してもらう必要がある。
- ・ 高校は大学の予備校ではなく、一人前の社会人に育てていくところである。子どものニーズに合わせるのではなく、社会のニーズに合わせて、進学校だけでなく、工業高校など就職に対応する学校も適切に配置することが重要だ。

## 3 学校の統合の在り方

以下の(1)、(2)の論点に沿って、意見交換を行いました。

- (1) 適正規模を下回る2～3学級規模校で統合を留保している学校のうち、入学者が定員を大きく下回る学校が何校かある現状を踏まえ、小規模校について統合の基準等を予め定める必要があるか。
- (2) 今後、検討の結果統合することが望ましいとされた学校の近隣に適当な統合対象

校がない場合，現在の対等統合を実施することには困難が予想されることを踏まえ，吸収統合や単独の募集停止も視野に入れた弾力的な運用を検討する必要があるか。

主な意見は，次のとおりです。

#### (1) 小規模校の統合の基準

- ・ 中学校卒業者が減少し，10年後に募集学級数が約100学級減少する見込みの中では，小規模校だけでなく，中規模校や大規模校も統合の対象として考えた方がよいと思う。小規模校については，学校側からすると統合されるか否か不安であるので，1つの目安として統合の基準がはっきりしていた方がよいと思う。
- ・ 適切なルールは歯止めにもなる。今後，いろいろなケースが出てくると考えられるので，統合の基準を設けた方が県民の理解を得られるのではないか。
- ・ 基準は必要だと思う。ただし，杓子定規にならないよう，弾力的な運用が不可欠である。
- ・ 本県は県土が広く，県民に公教育の機会を保障するという観点から，地域の実情に応じて弾力的に再編していくほうがよいのではないか。
- ・ 基準を設けると，事務的に統合が進められるおそれがあるのではないか。
- ・ 基準を決めるのは尚早ではないか。小規模校を支援した上で，学校が努力した結果を見てから考えることが必要だ。
- ・ 小規模校の具体的な状況を踏まえた上で，さらに協議したい。

#### (2) 統合のかたち

- ・ 隣接校との距離等，学校の地理的な状況を見ながら，意見交換してはどうか。
- ・ 個別の学校の統合について協議するわけではないと了解しているが，個別の情報をもとに全体のルールを考えたい。

## 4 その他

次回，第5回専門部会(2月下旬開催予定)では，「学校の統合の在り方」について継続協議するとともに，諮問事項1「生徒減少に対応した活力ある県立高等学校づくりを図るための学校の適正規模・適正配置について」に関する中間まとめ案について検討することになりました。